

その他の介護予防サービスの基本的な考え方（案）

1. その他の介護予防サービスについて

（1）介護予防サービスの類型

- その他の10種類の介護予防サービスについて、法律上の定義に即し、それぞれのサービスの提供形態を踏まえつつ、類型分けを行うと以下のとおりとなる。

その他の介護予防サービス	①訪問系サービス	<input type="checkbox"/> 介護予防訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 介護予防訪問看護 <input type="checkbox"/> 介護予防訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 介護予防居宅療養管理指導
	②短期入所系サービス	<input type="checkbox"/> 介護予防短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 介護予防短期入所療養介護
	③入居系サービス	<input type="checkbox"/> 介護予防特定施設入居者生活介護
	④地域密着型 介護予防サービス	<input type="checkbox"/> 介護予防認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/> 介護予防小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 介護予防認知症対応型共同生活介護
	※軽度者に多く利用される3大サービス	<input type="checkbox"/> 介護予防通所介護・通所リハビリテーション <input type="checkbox"/> 介護予防訪問介護 <input type="checkbox"/> 介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

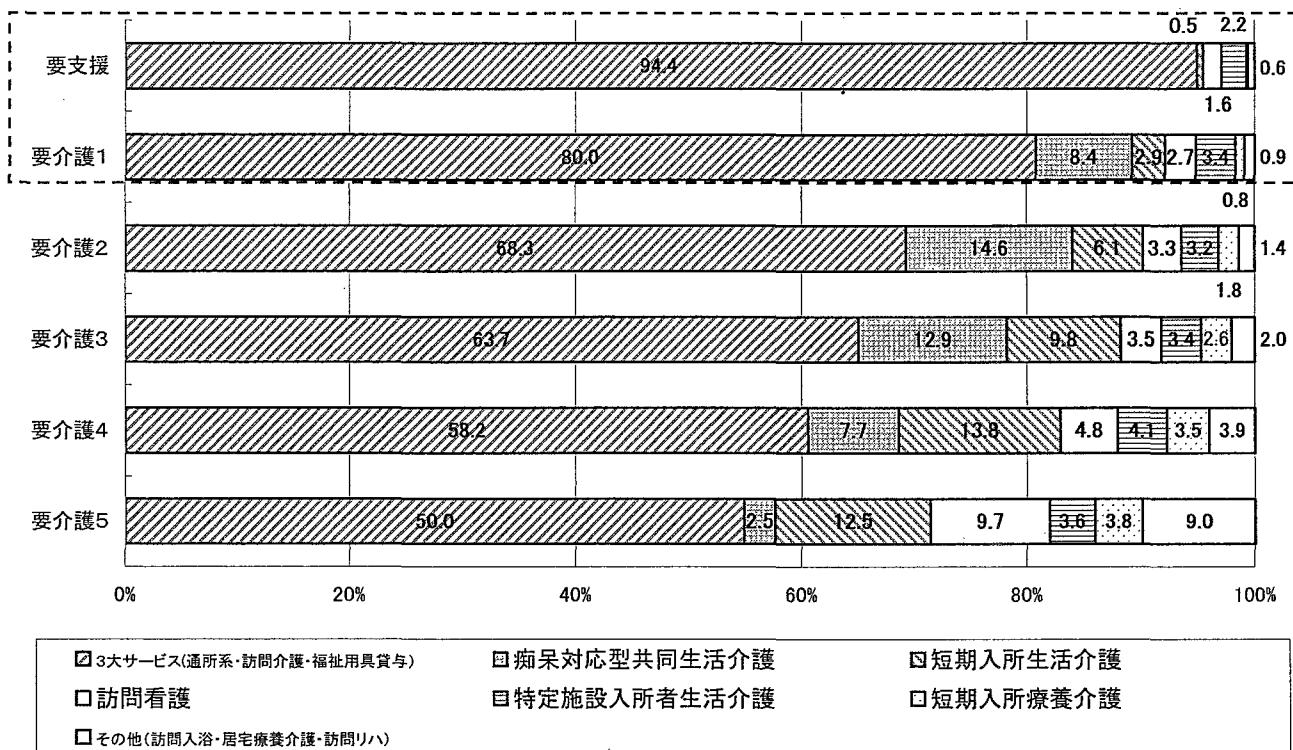
（2）これらのサービスの利用実態

- 現行のサービスを踏まえつつ、これらのサービスの利用実態を見ると、費用額ベースでは、これまでWTにおいて検討してきた軽度者に多く利用される3大サービス（通所系サービス、訪問介護、福祉用具貸与）が要支援・要介護1の者が利用するサービスの9割以上を占めているのに対し、これらのサービスは、合計でも2割以下と低いものとなっている。

※要支援→訪問入浴介護（0.0%）、訪問看護（1.6%）、訪問リハ（0.1%）、
 居宅療養管理指導（0.5%）、短期入所生活介護（0.5%）、短期入所療養介護（0.1%）
 特定施設入所者生活介護（2.2%）

※要介護1→訪問入浴介護（0.2%）、訪問看護（2.7%）、訪問リハ（0.1%）、
 居宅療養管理指導（0.6%）、短期入所生活介護（2.9%）、短期入所療養介護（0.8%）
 特定施設入所者生活介護（3.4%）、認知症対応型共同生活介護（8.4%）

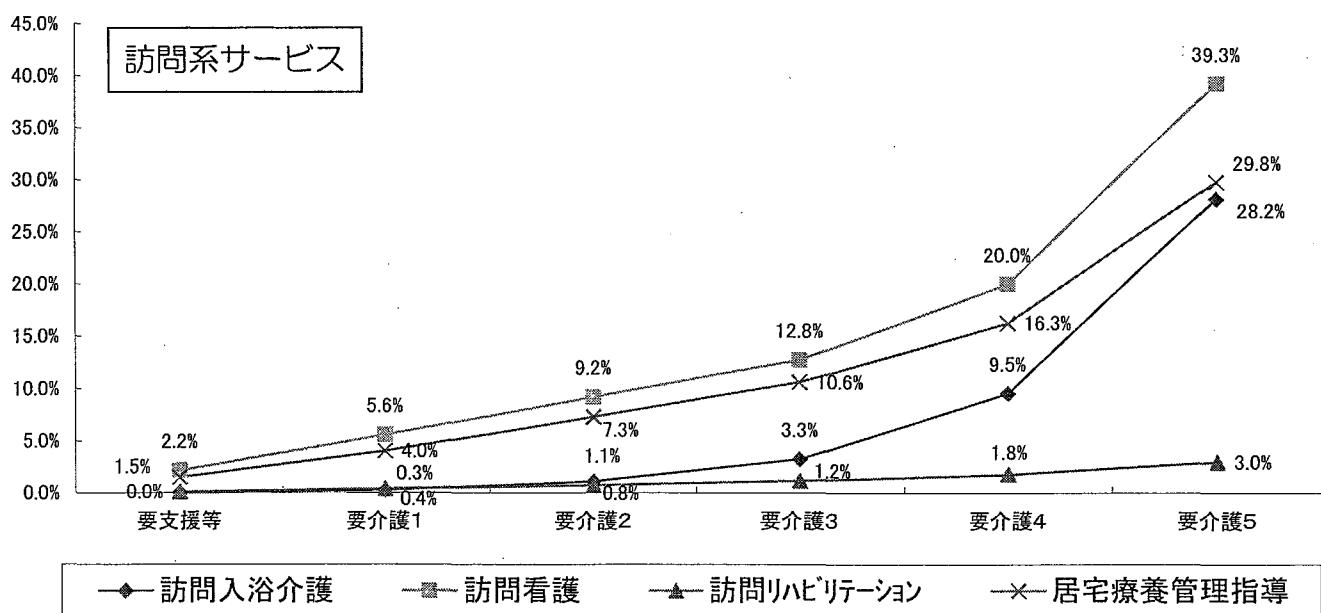
(費用額ベースで見た要介護度別サービス構成割合)



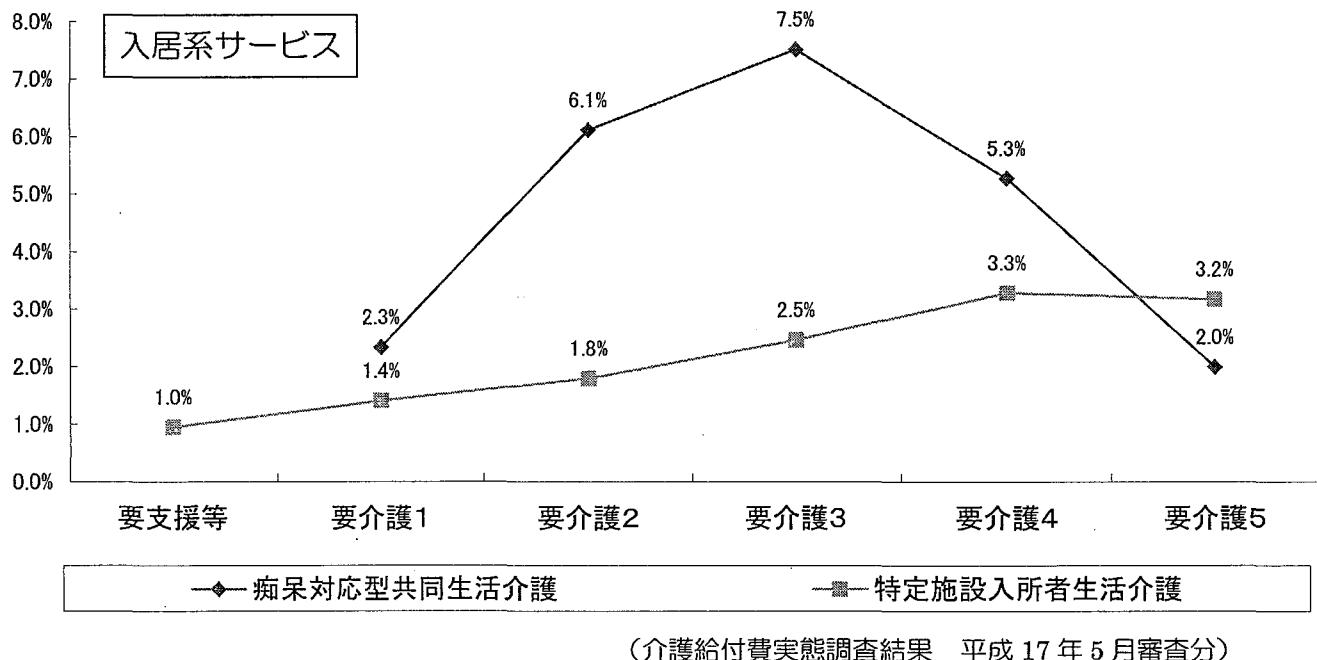
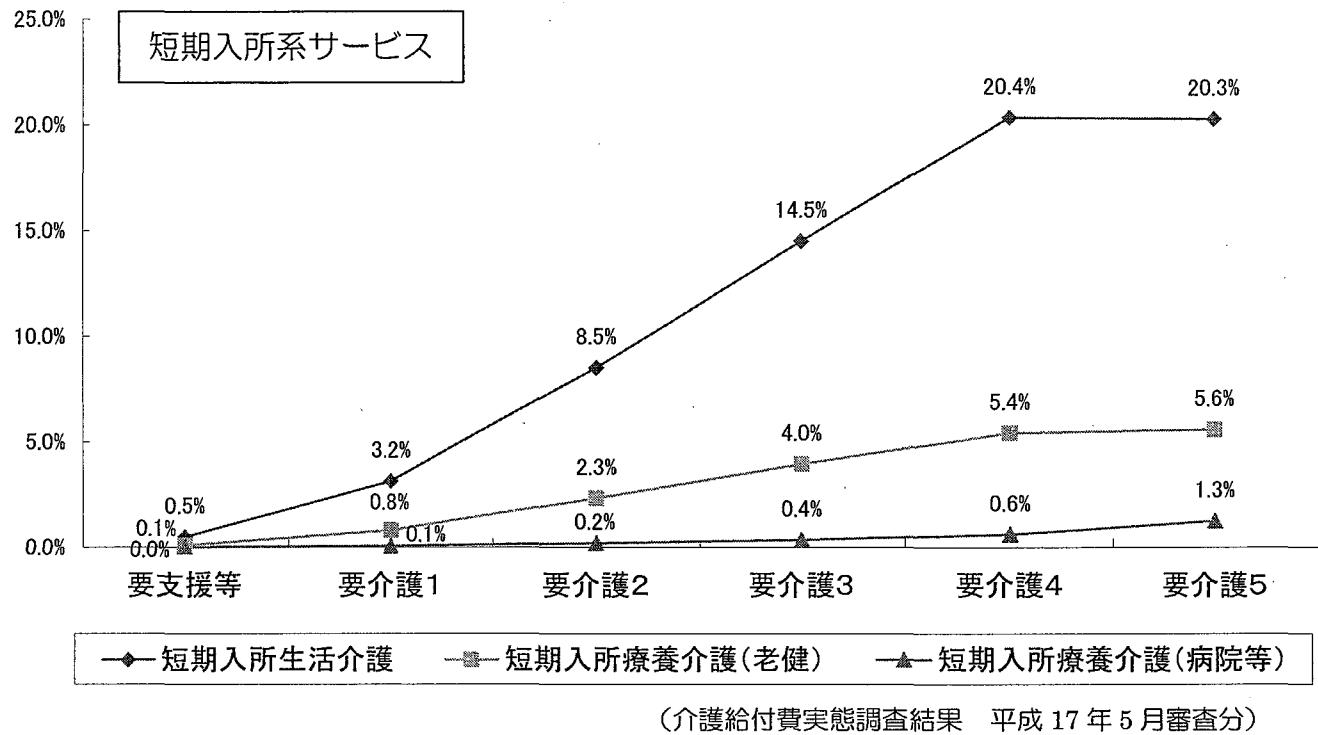
(介護給付費実態調査結果 平成17年5月審査分)

- また、居宅サービス利用者総数に占める各サービスの利用者の割合（利用率）について、要介護度別に見ても、これらのサービスは、総じて、サービスそのものの利用率が低い（したがって、軽度者のみで見ても低い）、軽度者において特にその利用率が低くなっている。

(各サービス別要介護度別利用率比較)



(介護給付費実態調査結果 平成17年5月審査分)



2. その他の介護予防サービスの検討課題

(1) 基本的考え方

- こうした現行のサービスの利用実態や法律上の定義を踏まえると、その他の介護予防サービスの基本的な機能は、主に通所系サービスを中心として生活機能の向上を図っていく中で、それらでは対応できない医療等の利用者のニーズに対して、限定的・補完的に対応するものとなると考えられる。
- また、特に、短期入所系サービスも含めた入居系サービスについては、入所期間中において、介護予防の視点を踏まえつつ、サービスを提供していくことが必要であると考えられる。
- 具体的に想定されるこれらのサービスの基本的な提供の在り方としては、以下のものとすることが考えられるが、どうか。

①訪問系サービス

在宅において生活機能の向上を図る中で、利用者が有する医療ニーズに限定的に対応する必要があるものに対しては、現行の予防給付と同様のサービス提供を行うことを基本とする。

△介護予防訪問入浴介護

現行の要支援者及び要介護1の者の状態特性を踏まえると、介護予防訪問入浴介護については、ケアマネジメントの過程において、特に必要性が判断されるべきであり、例えば、居宅に浴室がなく、また、感染症等の理由により、その他の施設における浴室の利用が困難と認められる場合等に限定して提供することが考えられる。

△医療系サービス（介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導）

基礎疾患等を抱えている者について、在宅における生活機能の向上を図るに際し、医師や看護師等による医学的管理を図る必要がある場合や医学的管理の下に行うことが必要な場合等に提供することが考えられる。

②短期入所系サービス

在宅における生活機能の向上を図る中で、家族の病気や家庭の事情など、生活環境要因により、一時的に、在宅におけるサービス利用が困難となった場合に、当該期間中に生活機能の低下を来すことがないよう、施設において継続的に生活機能の向上を図るため、通所系サービスにおいて提供されるものと同様のサービス提供を行うことを基本とする。

③入居系サービス

入居系の施設において、できる限り生活機能の向上にも配慮しつつ、日常生活上の支援等のサービス提供を行うことを基本とする。

④地域密着型介護予防サービス

軽度の認知症の状態にある者について、適切な認知症のケアを行うことに重

点を置きつつ、生活機能の向上にも配慮し、日常生活上の支援等のサービス提供を行うことを基本とする。

- また、これらのサービス利用が必要な対象者や場合については、上記の基本的な提供の在り方を踏まえつつ、より現行における実態も踏まえた上で更に検討することが適当であると考えられる。

(2) 報酬設計に係る検討課題

- これらのサービスの利用実態及び固有の支援要素に限定的に対応するという基本的な提供の在り方を踏まえると、これらのサービスの介護報酬の設計に当たっては、基本的には現行の在り方を前提としつつ、それぞれのサービスの提供の在り方に応じた報酬の在り方を検討する必要があると考えられるが、どうか。

(3) 基準作成に係る検討課題

①人員・設備・運営基準について

これらの介護予防サービスは、生活機能の向上に配慮しつつ提供されるものであるが、その内容については、基本的には現行と同様のサービスを提供するものであることから、人員・設備・運営基準については、現行のものと同様とすることが考えられるが、どうか。

②介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準においては、①サービスの基本的な提供の在り方を踏まえた場合に、想定される対象者や場合、②サービス提供に当たり、生活機能の向上の観点から配慮すべき点について、規定することが考えられるが、どうか。